

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

本号で公布された条例のあらまし

○本号で公布された条例のあらまし 一

### 条例

○埼玉県吏員恩給条例の一部を改正する条例 (職員課) 二

○埼玉県税条例の一部を改正する条例 (税務課) 二

○埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例 (県民防犯推進室) 六

○知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (保健医療政策課) 六

○埼玉県手数料条例の一部を改正する条例 (薬務課) 七

○埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例 (建築指導課) 八

○埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例 (県立学校人事課) 一一

○埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正

する条例 (保健体育課) 一一

### 規則

○知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (地域政策課) 一二

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (南部振興) 一二

○ " (東部振興) 一三

○ " (西部振興) 一三

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (利根振興) 一三

○ " (北部振興本庄事務所) 一四

○ " ( " " ) 一四

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (NPO活動推進課) 一四

○災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定及び解除の告示 (消防防災課) 一五

○大規模小売店舗の変更に関する告示 (商業支援課) 一五

○ " ( " " ) 一五

○ " ( " " ) 一六

○ " ( " " ) 一六

○大規模小売店舗(既存店)の変更に関する告示 ( " " ) 一七

○新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一八

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 一八

○ " (行田県土) 一八

○選挙管理委員会の招集 (選管委) 一八

○ " ( " " ) 一八

本号で公布された  
条例のあらまし

埼玉県吏員恩給条例の一部を改正する  
条例(埼玉県条例第三十七号)(職員課)

一 趣旨

株式会社日本政策金融公庫法の施行

に伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

恩給を担保とする融資を取り扱える

金融機関を「国民生活金融公庫」から

「株式会社日本政策金融公庫」に改め

る。

三 施行期日

平成二十年十月一日

埼玉県税条例の一部を改正する条例  
(埼玉県条例第三十八号)(税務課)

一 趣旨

地方法人特別税の創設に伴い法人事

業税の税率を引き下げ、及び地方税法

の一部改正に伴い自動車の環境に及ぼ

す影響に応じた自動車税の税率の特例

措置を延長する等の改正を行う。

二 内容

(一) 法人事業税

地方法人特別税の創設に伴い、所

得割及び収入割の税率を引き下げ

る。

(二) 自動車税

環境負荷の小さい自動車は税率を

軽減し、環境負荷の大きい自動車は

税率を重くする特例措置について、

軽減対象をより環境負荷の小さい自

動車に重点化するとともに、重課に

ついては要件を従前どおりとし、適

用期限をそれぞれ二年延長する。

(三) 個人県民税

ア 寄附金税制の拡充

(イ) 控除対象限度額を総所得金額

等の三十パーセントに引き上げ

るとともに適用下限額を五千元

に引き下げる。

(イ) (イ)の措置と合わせ、適用下限

額を超える部分について所得割

額の概ね一割を限度として、個

人市町村民税及び所得税と合わせ全額を控除する。

イ 配当割及び株式等譲渡所得割の軽減税率を廃止する。

四 その他

ア 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に対する法人県民税均等割について、最低税率を適用する。

イ 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に対する法人事業税について、外形標準課税の適用対象外とする。

三 施行期日

二(一)は平成二十年十月一日、二(二)は公布の日、二(三)アは平成二十一年四月一日、二(三)イは平成二十一年一月一日、二(四)は平成二十年十二月一日。

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例(埼玉県条例第四十二号)(建築指導課)

一 趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、特別特定建築物に特定建築物を追加する等により、高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備を図るための条例の制定

二 内容

1 特別特定建築物への特定建築物の追加

・学校、共同住宅、保育所等

2 特別特定建築物となる建築物の規模(床面積)の引下げ

特別特定建築物となる建築物の法で定める規模(床面積の合計が二千平方メートル以上)を用途別に引下げ

建築物の用途	建築物の規模
学校、病院等	すべての規模
コンビニエンスストア	百五十平方メートル以上の規模
百貨店その他の物品販売業店舗、ホテル等	二百平方メートル以上の規模
劇場、映画館等	五百平方メートル以上の規模

3 建築物移動等円滑化基準に項目を追加

特別特定建築物を建築するときの法で定める基準(建築物移動等円滑化基準)に項目を追加

ア すべての特別特定建築物は、階段の両側に手すりを設置

イ 床面積の合計が二千平方メートル以上の病院、百貨店、ホテル等は、便所内に乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備等を設置するとともに、当該便所の出入口にこれらの設備を設けている旨を表示

ウ 床面積の合計が五千平方メートル以上の病院、百貨店、ホテル等は、廊下等に授乳ができる設備等を設置するとともに、その位置を表示

三 施行期日等

1 施行期日

平成二十一年四月一日

2 条例の一部改正

埼玉県建築基準法施行条例の一部改正

改正

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

例の一部を改正する条例(埼玉県条例第四十四号)(保健体育課)

一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額を改定するための改正

二 内容

補償基礎額及び介護補償の額を改定

三 施行期日

公布の日

# 条例

埼玉県吏員恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第三十七号

埼玉県吏員恩給条例の一部を改正する条例

埼玉県吏員恩給条例(昭和八年埼玉県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

埼玉県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県条例第三十八号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第七号中「第三十七条の十一第一項」を「第三十七条の十二の第二項」に改め、同条第五項中「法人税法第二条第六号の公益法人等」を「公益法人等(法人税法第二条第六号の公益法人等並びに)」に、「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六号)第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に、「法人を含む」を「特定非営利活動法人をいう」に改める。

第二十一条の二第二項中「第三十条の三第一項の表第一号二」を「第三十条の三第一項の表第一号ホ」に改める。

第二十三条中「寄附金控除額」を削る。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(寄附金税額控除)

第二十五条の二 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が五千円を超える場合には、法第三十七条の二に規定する控除額をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百十三条第二項に規定する共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金(県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、施行令で定めるもの

第三十条第一項第五号中「第三十七条の三」を「第三十七条の四」に、「第三十四条の八第三項」を「第三百十四条の九第三項」に改める。

第三十条の三第一項の表第一号二中「ハ」を「ニ」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハ中「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)

第三十条の五に次のただし書を加える。

ただし、収益事業を行う法人については、この限りでない。

第三十条の五各号を次のように改める。

一 公益社団法人又は公益財団法人

二 地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体

三 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人

第三十条の十五中「という。」の下に「又は租税特別措置法第九条の三の第二項に規定する上場株式等の配当等(次条において「上場株式等の配当等」という。)を加える。

第三十条の十六中「国外特定配当等」の下に「又は上場株式等の配当等」を加える。

第三十一条第一項第一号口中「投資法人及び」を「投資法人」に改め、「特定目的会社」の下に「並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。】及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。】を加える。

第三十一条の三第一項中「別表第二第一号」を「別表第二」に改める。

第三十二条の十一の八第一項中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「本条」を「この条」に、「本項」を「この項」に改め、同条第三項中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「第三十二条の十一の二第五項」を「同条第五項」に、「当該民法第三十四条の法人」を「当該不動産取得税の納税義務者」に改める。

第三十三条の二第二項中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

第五十五条の二中「第六十二条第一項の検査を申請しよう」を「第六十二条第二項(同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定により自動車検査証の返付を受けよう」に、「因る」を「よる」に、「の定めるところによつて」

を「で定めるところにより」に改め、「交付する」の下に「ものとする」を加える。

附則第七条の二及び第七条の三を削る。

附則第十七条の二第一項中「電気を動力源とする自動車」で施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものを「電気自動車（電気を動力源とする自動車）で施行規則で定めるものをいう。

第三項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。」に改め、「及び第三項」を削り、「第四十八条第一項及び第二項」を「第四十八条」に改め、同項第一号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同

条第二項中「施行規則で定める許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの」に、「第四十八条第一項及び第二項」を「第四十八条」に改め、同条第三項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの」を「次に掲げる自動車」に、「第四十八条第一項及び第二項」を「第四十八条」に、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同

項に次の各号を加える。

#### 一 電気自動車

#### 二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四

分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法

第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

#### 三 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

附則第十七条の二第四項中「第四十八条第一項及び第二項」を「第四十八条」に改め、同条第五項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率が百分の百十五を乗じて得た数値以上」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので施行規則で定めるもの（同項の規定の適用を受ける自動車を除く。）」を削り、「第四十八条第一項及び第二項」を「第四十八条」に、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改める。

附則に次の二条を加える。

#### （旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る県税の特例）

第二十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（平成十八年法律第五十号。以下この条において「整備法」という。）第四十条

第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六

六条第一項（整備法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。

以下この条において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第三百三十一条第一

項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）

については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第二十一条第四項及び

第三十条の五第一号の規定を適用する。

2 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの(認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人(以下この条において「非営利型法人」という。)に該当するものに限る。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第三十一条第一項の規定を適用する。

3 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないものについては、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第三十二条の十一の八の規定を適用する。

4 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの(認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。)については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第二十一条第五項及び第三十条の三第一項の規定を適用する。

5 平成二十年十一月三十日において現に所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)第二条の規定による改正前の法人税法別表第二二号の指定を受けている外国法人については、平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第二十一条第五項及び第三十条の三第一項の規定を適用する。

6 整備法第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第三十条の三第一項及び第三十一条第一項の規定を適用する。

7 整備法第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第三条第一項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第三十条の三第一項及び第三十一条第一項の規定を適用する。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の施行に伴う法人の事業税の税率の特例)  
第二十六条 平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る

法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)についての第三十一条の四及び附則第八条の規定の適用については、第三十一条の四第一項第一号ハの表中「百分の三・八」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の五・五」とあるのは「百分の二・二」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の四」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・七」と、同条第三項第一号ハ中「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、附則第八条中「第三十一条の四第一項第二号」とあるのは「附則第二十六条の規定により読み替えられた第三十一条の四第一項第二号」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、「百分の七・九」とあるのは「百分の四・三」とする。

#### 附則

##### (施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十七条の二の改正規定及び附則第十項の規定 公布の日

二 附則に二条を加える改正規定(附則第二十六条に係る部分に限る。) 平成二十年十月一日

三 第二十一条第五項、第二十一条の二第二項、第三十条の三第一項の表、第三十条の五、第三十一条第一項第一号ロ、第三十一条の三第一項、第三十二条の十一の八及び第三十三条の二第二項の改正規定並びに附則に二条を加える改正規定(附則第二十五条に係る部分に限る。)並びに附則第六項から第九項までの規定 平成二十年十二月一日

四 第二十一条第一項第七号の改正規定並びに附則第七条の二及び第七条の三を削る改正規定並びに次項から第四項までの規定 平成二十一年一月一日

五 第二十三条の改正規定、第二十五条の次に一条を加える改正規定及び第三十条第一項第五号の改正規定並びに附則第五項の規定 平成二十一年四月一日

六 第三十条の十五及び第三十条の十六の改正規定 平成二十二年一月一日

七 第五十五条の二の改正規定 平成二十二年四月一日  
(個人の県民税に関する経過措置)

2 平成二十一年一月一日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の埼玉県税条例(以下「改正前の条例」という。)附則第七条の二に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

3 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けべき地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十二号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。)に係るこの条例による改正後の埼玉県税条例(以下「改正後の条例」という。)第三十条の十三の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

4 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に行われる改正後の条例第三十条の二十一に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る改正後の条例第三十条の十八の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

5 改正後の条例第二十五条の二の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十年一月一日以後に支出する同条各号に掲げる寄附金について適用する。

(法人の県民税に関する経過措置)

6 地方税法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第二十五条第一項第二号に規定する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第三十八条の規定による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号。以下「旧民法」という。)第三十四条の法人(収益事業を行わないものに限る。)に対して課する平成二十年分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

7 改正後の条例第三十条の五ただし書の規定は、平成二十年十二月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。  
(法人の事業税に関する経過措置)

8 平成二十年十二月一日前に開始した事業年度に係る旧法第七十二条の五第一項第二号に掲げる旧民法第三十四条の規定により設立した法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)  
9 平成二十年十二月一日前の旧民法第三十四条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)  
10 改正後の条例附則第十七条の二の規定は、平成二十年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十九年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田清司

#### 埼玉県条例第三十九号

埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例

埼玉県防犯のまちづくり推進条例(平成十六年埼玉県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫」を「株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫」に改める。

附則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田清司

#### 埼玉県条例第四十号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第六十

一号)の一部を次のように改正する。  
別表第四十二項事務の欄中「以下この項において「施行令」を「以下この号において「施行令」に改め、同項を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

<p>二 法、施行規則及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為</p> <p>1 施行規則第五十九条の七第一項、第五十九条の十第一項及び第二項、第五十九条の十一第一項並びに第五十九条の十二第一項の規定による申請、施行規則第一百五十九条の九第一項の規定による届出並びに施行規則第五十九条の十二第四項並びに第五十九条の十三第一項及び第二項の規定による販売従事登録証の返納</p> <p>2 1に掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	さいたま市 川越市
---	--------------

附則  
この条例は、公布の日から施行する。

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十一号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表保健医療部の項第四十六号の次に次の一号を加える。

<p>四十六の二 温泉 可燃性天然ガスを確認する法律(平成十九年法律第一百二十一号)附則</p> <p>第六条において</p>	七千四百円
---	-------

<p>その例によることとされる同法による改正後の温泉法第十四条の五第一項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査</p>	
---	--

第二条 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表保健医療部の項第四十三号中「十二万円」を「十三万円」に改め、同項中第七十一号を第七十八号とし、第四十七号から第七十号までを七号ずつ繰り下げ、第四十六号の二を削り、第四十六号を第五十三号とし、同項第四十五号の二中「第十一条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同項第四十七号とし、同号の次に次の五号を加える。

<p>四十八 温泉法第七條の二第一項(同法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく土地の掘削又はゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>土地掘削又はゆう出路増掘のための施設等の変更許可申請手数料</p>	<p>二万四千元</p>
<p>四十九 温泉法第十四條の二第一項の規定に基づく温泉の採取</p>	<p>温泉採取許可申請手数料</p>	<p>三万五千元</p>

四十四 温泉法第 十一条第一項の 増掘許可	別表保健医療部の項第四十五号を同項第四十六号とし、同項第四十四号中「ゆう出路の増掘又は」を削り、「ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料」を「動力装置許可申請手数料」に改め、同号を同項第四十五号とし、同項第四十三号の次に次の一号を加える。	五十 温泉法第 四十四条の五第一 項の規定に基づ く可燃性天然ガ スの濃度につい ての確認の申請 に対する審査	可燃性天 然ガス確 認申請手 数料	七千四百円	許可の申請に對 する審査
四十四 温泉法第 十一条第一項の 増掘許可	別表保健医療部の項第四十五号を同項第四十六号とし、同項第四十四号中「ゆう出路の増掘又は」を削り、「ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料」を「動力装置許可申請手数料」に改め、同号を同項第四十五号とし、同項第四十三号の次に次の一号を加える。	五十二 温泉法第 十四條の七第一 項の規定に基づ く温泉の採取の ための施設等の 変更の許可の申 請に対する審査	温泉採取 のための 施設等の 変更許可 申請手 数料	七千四百円	許可の申請に對 する審査

規定に基づくゆ う出路の増掘の 許可の申請に對 する審査	申請手数料
---------------------------------------	-------

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年八月一日から施行する。

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十二号

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)第十四条第三項の規定に基づき、特別特定建築物に追加する特定建築物、特別特定建築物の建築の規模、建築物移動等円滑化基準に付加する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第二条 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。以下同じ。)(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号。第四号において「政令」という。)
- 二 共同住宅又は寄宿舎
- 三 保育所(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十五条第三項の規定による届出をしているもの又は同条第四項の認可を受けているものに限る。別表第一において同じ。)
- 四 体育館、水泳場、ボートリング場その他これらに類する運動施設(政令第五条第十一号に該当するものを除く。)

五 キヤバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

(特別特定建築物の建築の規模)

第三条 法第十四条第三項の規定により条例で定める建築の規模は、別表第一の特別特定建築物の欄に掲げる特別特定建築物(前条に規定する特定建築物を含む。以下同じ。)ごとに、それぞれ同表の規模の欄に掲げる規模とする。

2 床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が二千平方メートル未満の特別特定建築物については、前項の規模に、自動車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積を算入しない。

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第四条 法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第九条までに定めるものとする。

(階段)

第五条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段(その踊場を含む。第八条において同じ。)には、両側に手すりを設けなければならない。

(便所)

第六条 別表第二に掲げる特別特定建築物(床面積の合計が二千平方メートル以上のものに限る。)に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、次に掲げるものでなければならない。

一 便所内に、乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を一年以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所以外の場所であつて乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に当該設備が設けられている場合は、この限りでない。

二 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便所を一年以上設け、当該便所の出入口にその旨を表示すること。

三 当該便所の出入口に、前二号(第一号ただし書に該当する場合にあつては、前号)の設備を設けている旨を表示すること。

(移動等円滑化経路を構成する廊下等)

第七条 別表第二二号、第四号から第八号まで及び第十二号に掲げる特別特定建築物(床面積の合計が五千平方メートル以上のものに限る。)の移動等円滑化経路を構成する廊下等には、高齢者、障害者等が当該廊下等を円滑に利用すること

を妨げない場所であつて乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に育児用施設(乳幼児用ベッド及びいすその他乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備が配置された場所をいう。次項において同じ。)を一以上設けるとともに、その位置を表示しなければならない。

2 移動等円滑化経路を構成する廊下等以外の場所であつて乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に育児用施設が設けられ、かつ、その位置が移動等円滑化経路を構成する廊下等に表示されている場合には、前項の規定は、適用しない。

(増築等に関する適用範囲)

第八条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。)をする場合には、前三条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車いす使用者用便所(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車いす使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)

から第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(特別特定建築物に追加した特定建築物に関する読替え)

第九条 第二条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第五

条、第六条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

(制限の緩和)

第十条 第二条から前条まで(第六条第一号ただし書及び第七条第二項を除く。)の規定については、知事は、これらの規定の全部若しくは一部を適用しない場合においても高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できることを認めるとき、又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、これらの規定の全部又は一部を適用しないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(埼玉県建築基準法施行条例の一部改正)

2 埼玉県建築基準法施行条例(昭和三十五年埼玉県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の七」を「第十二条」に改める。

第二条の二中「第十二条の二第二項及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第三条第一項中「第十二条の二第一項」を削る。

第十条から第十二条までの規定中「別表第一」を「別表」に改める。

第十二条の二から第十二条の七までを削る。

第十七条第一項中「第十二条の二第一項の規定にかかわらず、」を削る。

第二十二条及び第三十八条中「第十二条の三第一号の規定にかかわらず、」を削る。

第四十八条第二項中「第十二条の二第二項第一号の規定にかかわらず、」を削り、同条第三項中「第十二条の二第二項の規定にかかわらず、」を削る。

第四十八条の二第二項中「第十二条の五の規定にかかわらず、」を削る。

第五十条第一項中「第十二条の三第一号の規定にかかわらず、」を削る。

第五十七条第一項中「第十二条の五まで、第十三条から」を削る。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

(埼玉県建築基準法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に工事中の建築物の建築又は修繕若しくは模様替につい

ては、第二条から第九条までの規定は適用せず、なお従前の例による。  
 4 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、法附則第四条第三項に規定する政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第三条から第九条までの規定は適用せず、なお従前の例による。  
 (罰則に関する経過措置)  
 5 この条例の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一(第三条関係)

項	特別特定建築物	規模
1	一 学校 二 病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。) 三 観覧場、集会場又は公会堂 四 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 五 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。) 六 保育所 七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの 八 博物館、美術館又は図書館 九 銀行又はサービス業を営む店舗(郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)第二条第二項に規定する郵便局のうち、郵便局株式会社の営業所であるものに限る。) 十 物品販売業を営む店舗(コンビニエンスストア(飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が一日十四時間以上であるセルフサービス方式を採用している店舗をいう。)であって、直接地上へ通ずる出入口のある階に売場を有するものに限る。) 十一 床面積の合計が百五十平方メートル以上の規模	すべての規模
2	一 物品販売業を営む店舗(コンビニエンスストア(飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が一日十四時間以上であるセルフサービス方式を採用している店舗をいう。)であって、直接地上へ通ずる出入口のある階に売場を有するものに限る。) 十二 床面積の合計が百五十平方メートル以上の規模	床面積の合計が百五十平方メートル以上の規模

<p>3</p> <p>一 診療所（患者の収容施設がないものに限る。）</p> <p>二 展示場</p> <p>三 百貨店その他の物品販売業を営む店舗（2の項第一号及び4の項第二号に該当するものを除く。）</p> <p>四 ホテル又は旅館</p> <p>五 公衆浴場</p> <p>六 飲食店</p> <p>七 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗（1の項第九号に該当するものを除く。）</p>	<p>床面積の合計が二百平方メートル以上の規模</p>
<p>4</p> <p>一 劇場、映画館又は演芸場</p> <p>二 マーケット</p> <p>三 体育館、水泳場、ボートリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場</p> <p>四 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>五 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）</p>	<p>床面積の合計が五百平方メートル以上の規模</p>

別表第二（第六条、第七条関係）

- 一 学校（幼稚園に限る。）
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 福祉ホームその他これに類するもの（主として障害者等（障害者で日常生活又は社会生活上に身体上の制限を受ける者をいう。）が利用するものに限る。）
- 十 児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館、水泳場、ボートリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館

十三 飲食店

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十年七月八日

埼玉県条例第四十三号

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例  
埼玉県学校設置条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二号の表埼玉県立川越南高等学校の項中「大字藤倉五百二十二番地」を「南大塚一丁目二十一番地一」に改める。

第三号の表埼玉県立養護学校さいたま桜高等学園の項中「五百十九番地二」を「五百十九番地七」に改め、同表中「埼玉県立養護学校羽生ふじ高等学園一羽生市大字下羽生字谷三百二十番地一」を

「埼玉県立養護学校羽生ふじ高等学園一羽生市大字下羽生字谷三百二十番地一」を「埼玉県立上尾かしの木特別支援学校一上尾市大字平塚字水川千二百八十一番地一」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二号の表埼玉県立川越南高等学校の項及び第三号の表埼玉県立養護学校さいたま桜高等学園の項の改正規定は、公布の日から施行する。

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十四号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

埼玉県規則第七十一号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年埼玉県規則第五号)の一部を次のように改正する。
第一条中「、第三十九項2」の下に「、第四十二項第二号2」を加え、同条の表中第十六号を第十七号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

Table with 2 columns: Rule No. (e.g., 五 条例別表第四十二項第二号2), and Content (e.g., 薬事法施行細則(昭和三十六年埼玉県規則第三十四号) 二項第二号2に規定による申請)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第九百一十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並

にインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/)により縦覧に供する。

平成二十年七月八日 埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日 平成二十年六月二十七日
申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人川口の防災を考

える会

規則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(経過措置)
2 改正後の第二条第三項及び別表の規定は、平成十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
3 改正後の第七条の二第二項の規定は、平成二十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田清司

三 代表者の氏名

金子 治男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市差間三丁目三四番一四号  
号広コーポ一〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、川口市民に対して、防災意識の啓発を行い、地域の安全に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名

称

特定非営利活動法人優優

三 代表者の氏名

高橋 朋子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市西町九百三十二番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、保育を必要とする子どもたち及びその保護者に対し、保育事業を行い、地域の児童福祉に貢献し子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウォークフォーピース

三 代表者の氏名

リグラー・ウイリアム・ジョセフ

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市寿町二十七番七一二千六号コンセルタワー所沢

五 定款に記載された目的

この法人は、本会の理念に賛同する人々が、心の健康と栄養、プラス思考を目指して精神の安定と心の平安を求め、一人ひとりの心の癒しや励ましを行い、人間のもっている可能性を伸ばし、より豊かで質の高い人生を築くとともに、個々人の心の平安を通じて、より豊かな社会と世界の平和に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

埼玉県告示第九百十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並

びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年七月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ポケットホットライン

三 代表者の氏名

松本 恵美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡鷺宮町大字東大輪四百一十一番地七

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、産前産後の方、体調がすぐれない方、病氣の方、ケガをしている方など手助けを必要とする人々を、住民参加と助け合い精神に則り、居宅介護支援事業を中心に、各種のサービス事業と必要な介護情報の提供を行う。また、災害等の緊急時に保護が必要な人を行政との連携等により事前に把握し、支援システムの構

築を行い、災害救援活動と地域安全活動に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、高齢者や障がい者を含む全ての人々が住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう多種多様な助け合いサービスの提供を行い、福祉の増進や子どもの健全育成を図るとともに、環境の保全、災害救援活動、地域安全活動等の様々な分野において社会的課題に自発的に取り組み、不特定かつ多数の人々の利益増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日  
平成二十年六月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称  
(変更前) 特定非営利活動法人上里模型グライダー協会  
(変更後) NPO上里川と空を愛する会

三 代表者の氏名  
岩田 仁巳

四 主たる事務所の所在地  
上里町金久保一五四八

五 定款に記載された目的  
(変更前) この法人は、上里模型グライダー場の適正な管理運営及び模型航空スポーツにふれあう機会の提供などにより、模型航空スポーツの振興を図るとともに地域住民の健全な余暇活動に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、河川の環境美化、有効活用及び航空スポーツの振興を図ることを目的とする。

埼玉県告示第九百十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月八日  
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日  
平成二十年六月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人かたくり

三 代表者の氏名  
市之瀬 みゆき

四 主たる事務所の所在地  
神川町大字下阿久原八二四番地二

五 定款に記載された目的  
この法人は、「みんなが家族」という理念から、地域のつながりと福祉を

目指し、神泉の地域ですべての人たちが集える場づくりと各種の行事、生活支援を行い、生きがいのある地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月八日  
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日  
平成二十年七月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人豊友会結婚支援協会

三 代表者の氏名  
岸田 龍男

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市桜区上大久保五一

九番地一埼玉県浦和・大久保合同庁舎一号館

五 定款に記載された目的  
この法人は、「少子化問題」の解決のため結婚支援を行い、老若男女が安心して豊かな家庭が築けるよう支援し、市民の幸せと福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百十八号

災害対策基本法(昭和三十六年法律第  
二百二十三号)第二条第六号の規定に基  
づき、第一号に掲げる者を指定地方公共  
機関に指定し、及び第二号に掲げる者に  
係る指定地方公共機関の指定を解除す  
る。

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田 清 司

一 東彩ガス株式会社  
二 日本通運株式会社  
児玉通運株式会社  
東武ガス株式会社  
関東ガス開発株式会社  
久喜都市ガス株式会社  
吉川ガス株式会社

埼玉県告示第九百十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届  
出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により  
公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
戸田ショッピングセンター
- 戸田市美女木東一丁目三の一
- ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつては代表者の氏名変更

(変更前)

- イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也
- 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 他 六三社

(変更後)

- イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也
- 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 他 六五社(退店六社、新規八社)

ハ 変更年月日

平成二十年二月二十日 他

ニ 届出年月日

平成二十年六月二十五日

二 縦覧期間

平成二十年七月八日から平成二十年十一月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課  
埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺  
の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年七月八日から平成二十年十一月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届  
出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により  
公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カインズホーム鶴ヶ島店
- 鶴ヶ島市三ツ木新町一丁目一番地十三
- ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 一、一四二台

(変更後) 位置 図面省略 一、一四二台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 一〇〇台

(変更後) 位置 図面省略 一一五台  
荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 図面省略 一九三平方メートル

(変更後) 位置 図面省略 一、四三五平方メートル

ハ 変更年月日

平成二十一年二月二十四日

ニ 届出年月日

平成二十年六月二十三日

二 縦覧期間

平成二十年七月八日から平成二十年十一月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年七月八日から平成二十年十一月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百二十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月八日

一 届出の概要等

埼玉県知事 上田清司

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

蓮田椿山ショッピングセンター

蓮田市椿山二丁目百二十四の三十六、二百十六の五百五十五、五百六十三、六百三十九

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 駐輪場一 位置 図面省略 収容台数 五五台

駐輪場二 位置 図面省略 収容台数 五一台

(変更後) 駐輪場一 位置 図面省略 収容台数 五一台

駐輪場二 位置 図面省略 収容台数 二七台

駐輪場三 位置 図面省略 収容台数 五台

駐輪場四 位置 図面省略 収容台数 一四台

駐輪場五 位置 図面省略 収容台数 九台

ハ 変更年月日

平成二十一年二月二十七日

ニ 届出年月日

平成二十年六月二十六日

二 縦覧期間

平成二十年七月八日から平成二十年十一月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年七月八日から平成二十年十一月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー川越山田ショッピングプラザ

川越市大字山田字東町二千四十三の一 外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 三六八台

(変更後) 位置 図面省略 二九四台

駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 位置 図面省略 八箇所

(変更後) 位置 図面省略 六箇所

ハ 変更年月日

平成二十一年二月二十七日

ニ 届出年月日

平成二十年六月二十六日

三 縦覧期間

平成二十年七月八日から平成二十年十一月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年七月八日から平成二十年十一月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)長崎屋・MEGAドン・キホーテ三郷店

三郷市さつき平一丁目八百十二番地一、八百三番地一 ほか

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後九時

(変更後) 午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分

(変更後) 午前八時三十分から午後十一時三十分(一部夜間利用制限有り)

ハ 変更年月日

平成二十年六月二十七日

ニ 届出年月日

平成二十年六月二十五日

二 縦覧期間

平成二十年七月八日から平成二十年十一月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
 対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。  
 イ 意見書提出期間  
 平成二十年七月八日から平成二十年十一月八日まで  
 ロ 意見書提出先  
 埼玉県産業労働部商業支援課

**埼玉県告示第九百二十四号**

新座市から新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田清司

**埼玉県告示第九百二十五号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月八日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年六月三日

**指令杉整第二〇〇〇二二二一号**

- 二 検査済証番号  
平成二十年七月三日第二二二一号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称  
北葛飾郡栗橋町大字高柳字外河原一三二一―一、一三二一―三
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都練馬区土支田四一六―二二 鷺田 健一

**埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十八号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月八日

埼玉県行田県土整備事務所長

南沢 郁一郎

一 許可番号

**埼玉県選管告示第八十一号**

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。  
 平成二十年七月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

- 一 日時 平成二十年七月十日 午前十時
- 二 場所 埼玉県選挙管理委員会室
- 三 議題
- イ 坂戸市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
- ロ その他

- 平成二十年六月三十日  
指令行整第一九〇〇七九一号
- 二 検査済証番号  
平成二十年六月三十日第九号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北埼玉郡騎西町大字戸室字八番五九 七―四  
埼玉県北埼玉郡騎西町大字戸室五九 七 大塚 徹浩

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇(代表)
URL	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm